

○ 会 議 録

会 議 名	第4回まちづくり推進審議会			
開催年月日	平成27年11月9日			
開催場所	基山町役場2階会議室 202			
開閉会日時	開会	平成27年11月9日 午後15時		
	閉会	平成27年11月9日 午後17時		
出席者並びに 欠席者 出席7名 欠席2名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	相澤 直子	出	山本 拓	欠
	梁井 朱美	欠	鳥飼 善治	出
	後藤 信八	出		
	羽根 洋子	出		
	石井 貞好	出		
	福田 一男	出		
	日暮 美圭	出		
会議録署名人	相澤 直子 後藤 信八 羽根 洋子			

平成27年度 第4回まちづくり推進審議会議事録
(要点筆記)

1. 日 時：平成27年11月9日（月） 15時00分～16時30分
2. 場 所：基山町役場2階 202会議室
3. 審議員（出席者：7名、欠席者：2名）
相澤直子、後藤信八、鳥飼善治、日暮美圭、福田一男、羽根洋子、石井貞好
梁井朱美、山本 拓（順不同）
4. 傍聴者人数 0名
5. 説明事項
基山町まちづくり基本条例の見直し提言・答申（案）について
 - ① 基本条例第16条に掲げる「町民提案制度」について
 - ② 基本条例第18条に掲げる「まちづくり計画への支援等」について
 - ③ 基本条例第24条に掲げる「町民参加の方法」について
 - ④ その他、基本条例に掲げる規定について
6. 報告事項
 - (1) 町民提案の受付及び回答の状況
7. その他
 - (1) 次回開催日程について

【議事録（概要版）】

（課長の挨拶）

5. 説明事項

基山町まちづくり基本条例の見直し提言・答申（案）について

（1）①基本条例第16条に掲げる「町民提案制度」、②基本条例第18条に掲げる「まちづくり計画への支援等」について

（委員）審議会においては、町民提案を要望と提案に区分し、整理してはどうか。

（委員）現在の町民提案は、要望と提案が混在し、条例の趣旨に則した運用が出来ていない。

（会長）基山町まちづくり基本条例第16条に掲げる「町民提案制度」は、町民がまちづくりに参加できることを保障する意味から堅持すべきである。ただし、区別をする必要があり、条例に関わる町民提案制度を内規の部分を整理した方がいい。

（事務局）まちづくり計画策定団体が4年間で2団体しかないことから、支援策として具体策を検討する。また、最終的な答申案としてまとめる際は、「まちづくり基本条例を改正する必要はない」と明記したうえで、運用上課題があるので、改善策を提案する。

（会長）最終的には補助金の要綱を替えることが必要と考える。条例第18条で「支援する」としか規定されていないことから、具体的には別途定めるにした方がよい。

（委員）これまでは、計画策定の支援だけを一部してきた。まちづくり計画に関しては、まちづくり計画団体が出て来ない状況を見ると、計画策定を補助金と結び付け計画策定団体を増やすことにより、協働のまちづくりを活性化したいなら支援の中身を補助金政策等で具体的にする。

（事務局）具体的にすることは必要であるが、そのためには条例を変えることになり、具体的支援策は、条例に盛り込むことになる。「別に定める」という方法もあると思うが。

（委員）補助金は、基山町まちづくり基金とは別建てに作成し、それに繋げることが望ましい。

（事務局）まちづくり基金だけでは枯渇する。まちづくり基本条例に基づく要綱なり、まちづくり基金とはまた違う規則を作るべきではないか。

（会長）別建てが仮に出来たとしても、基金の方がお金が付きやすいということであれば、結果的にまちづくり策定団体は出て来ないのではないか。

（委員）見直しや一本化するのかは検討しているのか。

（事務局）今のところ検討していない。まちづくり基金が未来永久ではない。また、まちづくり基金が年に約200万円を別に積み立てそれを取り崩していく。財政とも協議すべきであるが、審議会としては、今後まちづくり計画を団体の活動を支援するためには、補助金が必要と考えていることから、方向性を決め次回検討していきたい。

(会長) これまでは支援するだけなので実際に計画団体が出て来ないという認識がある。
「支援が出来ます」とメッセージを発するような条例にしたほうが良いと考えるし、
目標として計画をもっと出してもらいたいということが、今回見直しの1
つの目的でもある。

(2) ③基本条例第24条に掲げる「町民参加の方法」、④その他、基本条例に掲げる規定に
ついて

(委員) 図書館の件については、最終段階まで来て、また意見を求めるとは、エンドレス
になるのではないかと。意見はいつまで求めるのか。

(委員) 計画の前の段階で聞いた町民の意見の中で、課題はあるのか。

(委員) 策定後に町民の意見を聞くということなのか。意見を聞くタイミングがよく解ら
ないので、整理して欲しい。行政側が何度も聞いた方がいいとあればそれで良いが、
全部の了解が得られず、1人の反対でまた意見交換会をするのか。意見を聞き専門
家の意見も聞いたらそれで良いのではないのか。段取りをきちんとするなど、柱の
流れを決めていた方がよい。

(事務局) 意見を聞く方法として、パブコメ、意見交換会、町民ワークショップの3つを
限定し、場合によっては5つなども考えられるが、最終的には審議会にかける。

(委員) 策定前と策定後では局面が違うので、意見を求める内容が違うのではないかと。

(委員) 第23条の趣旨は、第24条に書いているように条例上町民に約束している。計画を
策定する前に段取りを踏むのが本条の趣旨ではないかと。町民参加の保証で計画を作る
までが町民参加で第23条、第21条で「決定した段階で」と書いている。計画が出来た
後も同じ意見を求めなさいとなっている。

(会長) 施行令第21条では敢えて入れている。しかし、この場合の「意見を求める」の意
味は、意見交換会を指しているのではなく、それを含む5つの方法をさしていると解
され、基本条例第24条に掲げる5つの方法のうち2つは、必ず実施するという理解で
よいと考えます。

6. 報告事項

(1) 町民提案の受付及び回答の状況


報告事項 町民提案1件第13区内の街路灯を設置する提案

～ 17時00分閉会～

基山町まちづくり推進審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

平成28年1月8日

会長 (氏名) 相澤直子 

委員 (氏名) 後藤信八 

委員 (氏名) 羽根洋子 